

(仮称) 新居浜市西部学校給食センター
整備事業

審査基準

令和3年4月6日

(令和3年5月28日修正版)

新居浜市

新居浜市教育委員会

目 次

第1	本書の位置づけ	1
第2	審査の概要	1
1	審査方式	1
2	事業者選定の体制	1
第3	審査の手順	1
1	優先交渉権者選定までの審査手順の概要	2
2	資格審査	2
3	提案審査	2
第4	提案審査における点数化方法	4
1	提案審査の配点	4
2	評価項目の採点基準	4
3	価格審査の点数化方法	4
4	加点審査の点数化方法	5
第5	優先交渉権者の特定等	8
1	優先交渉権者の特定	8
2	結果及び評価の公表	8
3	優先交渉権者を特定しない場合の措置	8

第1 本書の位置づけ

(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業審査基準(以下「審査基準」という。)は、新居浜市(以下「市」という。)が、(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うにあたって、市が公表した募集要項と一体のものである。

審査基準は、優先交渉権者を特定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を与えるものである。

第2 審査の概要

1 審査方式

本事業を実施する事業者には、設計、工事監理、建設、調理機器調達等及び開業支援に係る業務に関する専門的な知識や技術が求められる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、提案価格のほか、技術的な提案内容を総合的に評価し、優先交渉権者を特定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置した(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、審査基準に関する審議並びにプロポーザル参加者(以下「参加者」という。)より提出された提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、参加者が、優先交渉権者特定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合、当該参加者は失格とする。

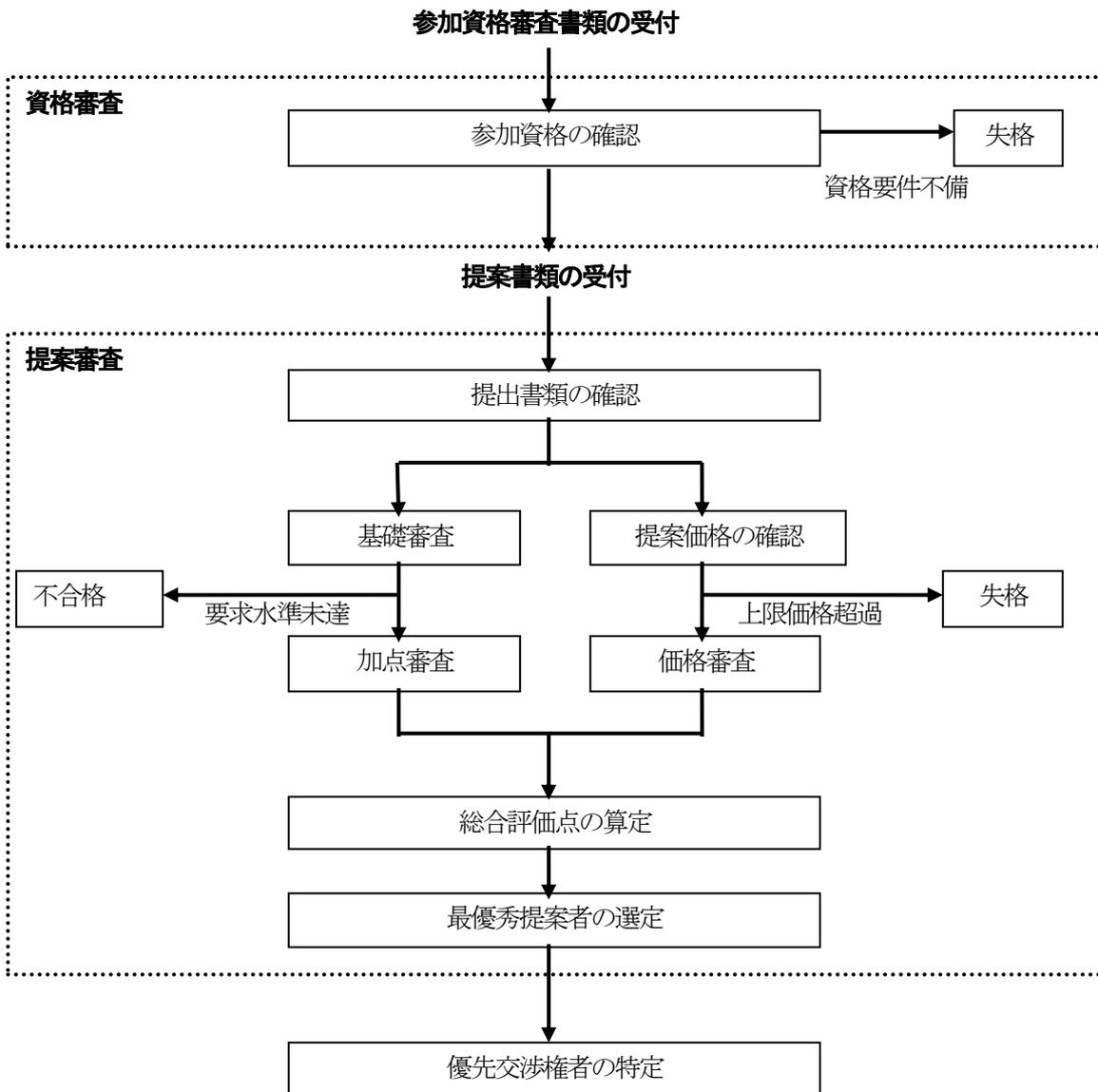
第3 審査の手順

審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」で構成される。

資格審査では、参加者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件の充足を確認できた参加者だけが提案審査を受けることができる。

提案審査では、参加者の提案内容を評価し、最優秀提案を決定する。提案審査は、「基礎審査」、「加算審査」及び「価格審査」で構成される。基礎審査では、参加者の提案書が、基礎審査項目を満たしていることの確認を行う。加算審査、価格審査では、それぞれ提案内容、提案価格を評価、点数化する。総合評価では、加算審査における得点(以下「加算審査点」という。)及び価格審査における得点(以下「価格審査点」という。)を合算した得点(以下「総合評価点」という。)が最も高い参加者の提案を最優秀提案とする。

1 優先交渉権者選定までの審査手順の概要



2 資格審査

市は、参加者から提出された資格審査書類に基づき、参加資格の確認を行い、結果を代表企業に対して通知する。なお、参加資格を満たさない場合は失格とする。

3 提案審査

(1) 基礎審査

提案書に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。次に基礎審査項目を示す。

ア 要求水準書の要求水準に違反の無いこと。

イ 募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

なお、基礎審査項目を満たしていない場合は、不合格とすることがある。

(2) 加点審査

提案書の提案内容を、次の事項から評価し、点数化する。

ア 事業方針に関する事項

イ 施設整備に関する事項

ウ 開業支援に関する事項

(3) 価格審査

提案価格書に記載された金額が、上限価格の範囲内であること及び事業計画に関する事項と提案価格書が整合していることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、予定価格を上回った参加者は失格とする。

(4) 総合評価

(2) の加点審査点と (3) の価格審査点を加えて総合評価点を算出し、最優秀提案を決定する。

第4 提案審査における点数化方法

1 提案審査の配点

選定委員会は、基礎審査において基礎審査項目を満たしていることが確認された参加者の提案書について、審査を行う。審査は、加點審査及び価格審査の総合評価により実施することとし、その配点及び得点化基準については、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案し、次のように設定する。

審査項目		配点
加點審査		700点
	事業方針に関する事項	70点
	施設整備に関する事項	560点
	開業支援に関する事項	70点
価格審査		300点
合計		1,000点

2 評価項目の採点基準

評価項目の各評価の視点ごとに、次に示す4段階により評価、点数化する。得点は、少数第2位を四捨五入し、少数第一位まで算定する。

評価内容		採点レート
A	特に優れている。	当該項目の配点×100%
B	優れている。	当該項目の配点×70%
C	やや優れている。	当該項目の配点×40%
D	要求水準を満たしている程度。	当該項目の配点×0%

3 価格審査の点数化方法

価格審査の配点は、300点とする。最低の提案価格となった参加者の価格審査点は300点とし、他の参加者の得点は、最低価格提案金額を当該参加者の提案金額により除した値の2乗の比率により算定する。得点は、少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで算定する。

$$\text{価格審査点} = \text{配点} \times \left(\frac{\text{最も低い提案金額}}{\text{当該提案金額}} \right)^2$$

4 加点審査の点数化方法

加点審査点の配点は、合計700点とする。次に示す各評価項目の得点の合算を加点審査点とする。評価項目、評価の視点ごとの配点、採点基準を以下に示す。

(1) 評価項目と配点及び重視する点

評価項目の評価の視点ごとの配点、及び重視する点は次に示す表のとおりとする。加点審査における評価項目及び配点

評価項目	評価の視点	配点 (点)	
1 事業方針に関する事項	(1) 基本方針及び業務実施体制	20	70
	(2) 地域社会、地域経済への配慮	50	
2 施設整備に関する事項	(1) 全体計画	70	560
	(2) 施設計画	230	
	(3) 施工計画	30	
	(4) 調理設備・備品計画	110	
	(5) 防災への配慮	20	
	(6) ライフサイクルコストや環境負荷低減への配慮	100	
3 開業支援に関する事項	(1) 開業準備支援	70	70

評価項目の詳細

評価項目 1 事業方針に関する事項 【70点】

評価の視点	重視する点	配点
(1) 基本方針及び業務実施体制	1) 本事業の目的、施設の役割などを十分理解し、事業方針について、優れた提案がなされているか。また、SDGsの視点を取り入れた事業の提案がなされているか。 2) 市の考えを理解し、新センター整備における取り組み姿勢、基本的な考え方が適切であるか。 3) 構成された企業の実施体制が、本事業の目的を踏まえ、それが具現化するためにふさわしいものとなっているか。 4) 各業務の履行に係るリスクが適切に想定されており、それらのリスクに対するリスクマネジメント策が提案されているか。	20
(2) 地域社会、地域経済への配慮	1) 市内業者の活用や資材等の調達など地域経済への貢献について、具体的な提案がなされているか。	20
	2) 市内企業への発注割合（発注額）はどの程度か。（定量評価※）※ 評価点＝30点×（応募者の市内企業への発注額／応募者のうちの市内企業への最高発注額）	30

評価項目 2 施設整備に関する事項 【560点】

評価項目	重視する点	配点
(1) 全体計画（配置計画、動線計画及び外構計画）	1) 敷地の特性に配慮した計画となっているか。 2) 本件施設用地内の動線計画（食材搬入、給食の配送・回収、一般車両、歩行者等）は、安全性、機能性に配慮した優れた提案がなされているか。 3) 駐車場、駐輪場、洗車場及び配送車両の待機スペースが適切に計画され、円滑かつ安全な出入りが可能となるよう工夫された提案がなされているか。	70
(2) 施設計画	1) 安全面、衛生面に十分に配慮した作業動線、室配置等について、優れた提案がなされているか。 2) HACCPの概念を取り入れ、汚染作業区域と非汚染区域のゾーニング等を適切に計画しているか。	50
	1) 最大7,100食、2献立の調理であることを踏まえたうえで、2時間喫食に対応できる効率的な室配置やゆとりある作業環境について、優れた提案がなされているか。	50
	1) 交差汚染等リスクの少ない室配置等、除去すべき原因食品が混入しない計画となったアレルギー食専用調理室が提案されているか。	50

評価項目	重視する点	配点
	1) 市の食育推進への協力に関して優れた提案がなされているか。 2) 効果的に見学や研修等を行える施設について優れた提案がなされているか。	50
	1) 施設計画全体を通して、優れた提案がなされているか。	30
(3) 施工計画	1) 工事期間中における安全管理や工程管理のほか、施工時の品質管理を適切に行うための具体的な提案がなされているか。 2) 施工計画、工程計画が適切であり、実効性のある施設整備スケジュールについて、優れた提案がなされているか。 3) 事業期間にわたり騒音、振動、臭気、粉塵発生の抑制等、周辺環境への影響を最小限に抑えるための工夫に関して、効果的で優れた提案がなされているか。	30
(4) 調理設備・備品計画	1) 調理設備・備品計画は、最大7, 100食、2献立の調理に対応した具体的に優れた提案がなされているか。 2) 調理設備は想定献立で示す内容を考慮し、調理従事者の負担軽減となる選定がなされているか。	110
(5) 防災への配慮	1) 災害時等の炊き出し機能の実施についての工夫に関して、効果的で優れた提案がなされているか。 2) 災害時等の炊き出し機能以外の防災上の機能の提案がなされているか。 3) 地震時や火災時の避難安全対策、強風対策及び落雷対策等、自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とするための優れた提案がなされているか。	20
(6) ライフサイクルコストや環境負荷低減への配慮	1) 建築設備及び調理機器等の長寿命化やライフサイクルコスト（更新費等含む）の削減に配慮しているか。 2) 温室効果ガスの削減（CO2発生等）、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、廃棄物の減量、省資源、リサイクル、自然環境の保護等について十分配慮しているか。 3) 将来的な大規模修繕や設備等の更新時に本施設の運営に与える影響を最小限に留めるような工夫が提案されているか。	100

評価項目 3 開業支援に関する事項 【70点】

評価項目	重視する点	配点
(1) 開業準備支援	1) 開業をスムーズに行うことができるよう、設備機器の説明等、具体的で実効性のある開業支援策が提案されているか。 2) 事業期間終了後の設備機器の説明等、運営支援に関する具体的な提案がされているか。	70

第5 優先交渉権者の特定等

1 優先交渉権者の特定

市は、資格審査及び提案審査により選定された最優秀提案をふまえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、加点審査点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、加点審査点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。

2 結果及び評価の公表

優先交渉権者の選定結果は、各参加者の代表企業に通知するほか、市のホームページ等で公表する。

3 優先交渉権者を特定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の特定において、最終的に参加者がいない場合には、優先交渉権者を特定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案として特定する。

ただし、資格審査及び加点審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件参加は成立しないものとする。